



〈PROFILE〉平井繁利(ひらい しげとし)

1952年11月3日岐阜県生 まれ 岐阜市在住、同志社大学大学院社会学研究科博士課程修了。

社会保険労務士と労働安全コンサルタントの国家資格を持つ全国でも数少ない労働コンサルタントとして活動。特に賃金・人事評価・目標管理制度については、独自の理論を構築。企業本質にあったオリジナルな制度づくりには定評がある。政策研究家として、企業政策では人事・労務政策を研究領域としている。最近では、個別労働紛争の増加に伴い労働判断や労働契約法まで研究領域を広げている。

&lt;現在&gt;岐阜商工会議所労務顧問、ヒライ労働コンサルタント代表、関西国際産業関係研究所、日本労務学会所属

## 注目の同一労働同一賃金に関する最高裁判決

その3-4

### 一大阪医科大学事件

#### 最高裁の判断の続き

(ア) 大学の正職員に対する賞与は、正職員給与規則において必要と認めたときに支給すると定められているのみであり、基本給とは別に支給される一時金として、その算定期間における財務状況等を踏まえつつ、その都度、第1審被告により支給の有無や支給基準が決定されるものである。また、上記賞与は、通常で基本給の4・6ヶ月分が一応の支給基準となつておらず、その支給実績に照らすと、大学の業績に連動するものではなく、算定期間における労務の対価の後払いや一律の功労報償、将来の労働意欲の向上等の趣旨を含むものと認められる。そして、正職員の基本給についても、勤務成績を踏まえ勤務年数に応じて昇給するものとされており、勤続年数に伴う職務遂行能力の向上に応じた職能給の性格を有するものといえる上、おおむね、業務の内容や責任の程度が高く、人材の育成や活用を目的とした人事異動が行われていたものである。このような正職員の賃金体系や求められる職務遂行能力及び責任の程度等に照らせば、大学は、正職員としての職務を遂行し得る人材の確保やその定着を図るために目的から、正職員に対して賞与を支給することとしたものといえる。

(イ) そして、大学により比較の対象とされた教室事務員である正職員とアルバイト職員の労働契約法20条所定の「業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度」以下「業務の内容」という。(をみると、両者の業務の内容は共通する部分はあるものの、アルバイト職員の業務は、その具体的な内容や、欠勤した後の人員の配置に関する事情からすると、相当に軽易であることがうかがわれるのに対し、教室事務員である正職員は、これに加えて、学内の英文学術誌の編集事務等、病理解剖

に関する遺族等への対応や部門間の連携を要する業務又は毒劇物等の試薬の管理業務等にも従事する必要があつたのであり、両者の職務の内容に一定の相違があつたことは否定できない。また、教室事務員である正職員については、正職員就業規則上人事異動を命ぜられる可能性があつたのに對し、アルバイト職員については、原則として業務命令によつて配置転換されることはなく、人事異動は例外的かつ個別的な事情により行われていたものであり、両者の職務の内容及び配置の変更の範囲(以下「変更の範囲」という。)に一定の相違があつたことも否定できない。

……中略……

また、アルバイト職員については、契約職員及び正職員へ段階的に職種を変更するための試験による登用制度が設けられていたものである。これらの事情については、教室事務員である正職員と第1審原告との労働条件の相違が不合理と認められるものであるか否かを判断するに当たり、労働契約法20条所定の「その他他の事情」(以下、「職務の内容及び変更の範囲と併せて「職務の内容等」という。)として考慮するのが相当である。

以上によれば、本件大学の教室事務員である正職員に対して賞与を支給する一方で、アルバイト職員である第1審原告に対してこれを支給しないという労働条件の相違は、労働契約法20条にいう不合理と認められるものに當たらないと解するのが相当である。

賞与については、上記の通り、不支給について不合理にあたらないとの判断がされました。もう一つの争点である私傷病による欠勤中の賃金については次号ご紹介します。